

2025 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 エ ヴ ィ ク サ ー 株 式 会 社
(コード：4257 TOKYO PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 瀧 川 淳
問 合 せ 先 執行役員CFO 渡辺 真次郎
TEL 03-5542-5855 (代表)
URL <https://www.evixar.com/ir>

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」という。）を招集するための基準日を設定するとともに、本臨時株主総会を 2025 年 7 月 4 日（予定）に開催し、本臨時株主総会において「TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、本臨時株主総会の特別決議を経た上で、上場廃止申請を行うことになります。

記

1. 上場廃止申請を行う理由

当社は、2021 年 12 月に東京証券取引所 TOKYO PRO Market（以下、「TPM」という。）に当社普通株式を上場いたしました。上場当時は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大の影響が長期化する状況下にありました。そのような中、株式上場に伴う社会的信頼性や認知度の向上により、優秀な人材を採用でき、既存事業の挺入れ並びに 4 つの「新技術」（①Web ブラウザ対応、②用途追究「収益型ペンライト・グッズ開発」、③パッケージ化によるサービスの輸出入展開、④社会課題解決に関連する官公庁系助成）に取り組み、将来の成長に向けた積極的な投資を行いました。この取り組みが奏功し、2024 年 12 月期の売上高は対前期比 41.6%増、引続き 2025 年 12 月期も好調に推移しております。併せて、株式上場により迅速かつ多様な資金調達並びにコーポレート・ガバナンスの確立を図ることができました。TPM への株式上場については更なる成長を図るための基盤又は手段として、当初の目的を一定程度果たしたと認識しております。

一方、現状においては、2025 年 3 月 31 日付で公表の発行者情報に記載のとおり、継

続的な営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上し、純資産は債務超過の状態となっております。単年度損益の黒字化及び累積損失の解消を図るべく、より一層の収益基盤の強化及び収益規模の拡大が引続きの課題であります。新たな成長戦略の柱として 2024 年 7 月から総務省の「インターネット上の偽・誤情報対策技術の開発・実証事業」に取り組み、市場規模拡大が期待される生成 AI（Artificial Intelligence、人工知能）分野における事業展開並びにビジネスモデルの確立に向けて注力しております。

かかる状況を踏まえ、成長戦略を大きく推し進めることが経営の最優先事項であり、非上場化によるコストの適正化を含め、収益構造の強化と経営体制の再編を図ることが今後の事業成長及び企業価値の向上に資するとの考えに至りました。その上で改めて一般市場への株式上場を図ることが中長期的な株主利益に寄与するものと考えております。

つきましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 1 項に基づき、2025 年 7 月 4 日開催予定の本臨時株主総会における承認可決を前提として、上場廃止を申請することとしたいと考えております。

2. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 6 月 6 日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- | | |
|----------|---|
| (1) 基準日 | 2025 年 6 月 6 日（金曜日） |
| (2) 公告日 | 2025 年 5 月 22 日（木曜日） |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）
https://www.evixar.com/ir |
| (4) 開催日 | 2025 年 7 月 4 日（金曜日）（予定） |
| (5) 開催場所 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号
東京証券会館 9 階 第 8 会議室（予定） |

3. 本臨時株主総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条により、株主総会の特別決議を経ることとなっているため、2025 年 7 月 4 日開催予定の本臨時株主総会において、「TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請の件」を付議いたします。

本臨時株主総会における承認可決を経て、上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20 営業日後に上場廃止となる予定であります。（「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 2 項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条）

(1) 基準日公告の開始日	2025 年 5 月 22 日
(2) 本臨時株主総会の基準日	2025 年 6 月 6 日 (予定)
(3) 招集通知の電子提供日	2025 年 6 月 13 日 (予定)
(4) 招集通知の発送日	2025 年 6 月 19 日 (予定)
(5) 臨時株主総会の開催日	2025 年 7 月 4 日 (予定)
(6) 上場廃止申請書の提出日	2025 年 7 月 4 日 (予定)
(7) 上場廃止日	2025 年 8 月 4 日 (予定)

4. 担当 J-Adviser について

今般策定いたしました日程により当社が TOKYO PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに関し、担当 J-Adviser であるアイザワ証券株式会社からは、上場廃止までの期間について、担当 J-Adviser としての業務を継続する予定である旨の回答を得ております。

以 上